

早川電機工業株式会社
半導体技術部

代表者 馬場幸三郎

大阪府阿倍野区西田辺町

日本平富士観光センター

代表者 坪井正

静岡県清水市日本平

太陽社

社長 弘田道淳

東京都大田区山王1の2523

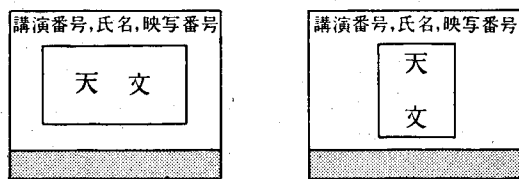
以上45社(昭和39年9月30日現在)

学 会 だ よ り

◇学会講演のスライド映写希望者におねがい

スライド映写にあたって、順序、表裏、上下などをまちがえないために、スライド板に下記のような説明と、記号をつけて下さい。

下の図は映されたものが、こうあってほしいと思うようにスライド板を手にとった状態です。このむきで下図のように上左から、講演番号、氏名、映写番号を右へ順に記入し、さらにスライド枠の下端に5mm幅の赤線をたとえばマジックインキで、1本入れます。もし、枠の地色が赤に近ければ、暗いところでよく見分けられると思われる色を任意に選んで下さい。



赤線または目立つ色(約5mm幅)

◇大塚奨学金について

本年度の大塚奨学金は、4月号でお知らせしたように、通常会員林耕輔氏に6万円の奨学金の授与が決定いたしました。

なお、次の年度の大塚奨学金の授与の選考は、今年の秋に行なわれますので、ご希望の方は次の規定により、10月末までに日本天文学会へお申込み下さい。

大塚奨学金に関する内規

(昭和36年10月)

- 第1条 日本天文学会は、大塚寛治氏より寄付された100万円を基金として大塚奨学金を設ける。
- 第2条 大塚奨学金は基金の利子をもって日本国内の特定の研究機関において天文学およびそれに関連する分野の研究を目的とした短期間の内地留学のための旅費滞在費として支給する。
- 第3条 本奨学金を受ける者は本会会員毎年1名を原則とする。
- 第4条 本奨学金を受けたいと思う者は次の事柄を記して理事長に申出ること。

1. 氏名、生年月日、年令、性別

2. 現住所

3. 学歴

4. 職業

5. 研究題目

6. 内地留学をしたいと思う研究機関

7. 内地留学を希望する期間と日程の予定

8. 奨学金として支給を希望する額

9. これまでの主な研究経歴

第5条 前条の申出のあった者について選考委員会から選考のため参考資料の提出を求めることがある。

第6条 本奨学金を受ける者の選考は毎年10月末までに行なう。その際予め申し出た研究機関、期日、日程、奨学金額を変更することがある。

第7条 選考委員会は第4条による申し出のあった者に対し研究題目、希望する研究機関側の受入れ態勢などを考慮して奨学金を支給する者を決める。

第8条 選考によって奨学金を受けることになった者で現在職業についている者は内地留学の期間中職場を離れることについての上長の許可書を提出しなければならない。また学生の場合は教室主任の承諾書を提出しなければならない。

第9条 本奨学金を受けた者は予め申し出た日程を変更する場合は選考委員会の許可を要する。

第10条 奨学金を受けた者は留学を終った日より1月以内に経過報告書を本会理事長に提出しなければならない。

第11条 奨学金を受けた者で事情により予定の内地留学を遂行できなくなった者は奨学金の一部または全部を返却しなければならない。

第12条 選考委員会は日本天文学会理事長および理事長の指名する特別会員6名以内で組織する。

第13条 選考委員の任期は2年とし日本天文学会理事長以外の委員の重任は認めない。選考委員の改選は日本天文学会理事の改選と同時に行なう。

第14条 選考委員会の委員長は理事長がこれを務める。

第15条 本内規運営の事務手続きは庶務および会計理事においてこれを行なう。